

# 講師の通勤手当の改定については評価するが、 学校事務職員の業務負担軽減を求める。

市教組は、7月30日、講師の通勤手当の支給要件の緩和について、2回目の交渉を行った。交渉の中で、市教組は、通勤手当がより実態に即したものになることについては評価するが、事務の煩雑化による学校事務職員の負担増と支給ミスや支給漏れの可能性について教育委員会を質した。これに対し、教育委員会は、支給漏れや支給ミスはあってはならないことであり、計算シートの活用や、今年度中の措置として事務局内においてダブルチェックを行うと回答した。

なお、交渉の概要は以下のとおり

## (※市教組・・・組 市教委・・・市)

市： 本日は、権限移譲にかかる教職員の人事給与制度に関しまして、臨時的任用の教育職員に係る通勤手当支給要件の緩和にかかる細部事項について、ご提案させていただきたいと考えております。

組： 交渉を行う前にひと言申し述べておく。

7月2日に、教育委員会より、臨時的任用の教育職員の人材確保の観点から、通勤手当の支給要件について一定の緩和措置を行う提案がなされた。これは、いわゆる講師の給与に関わる重要な事項であり、教職員の勤務労働条件に関わる極めて重要な課題である。当然、交渉事項であり労使合意を経て、実施されるものであると考えるがどうか。

市： 教育委員会といたしましては、皆様の勤務労働条件にかかわる事項につきましては、当然、交渉事項であると考えており、大阪市教職員組合の皆様とは誠意をもって交渉・

協議を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしく  
お願いいたします。本日は、平成30年7月2日の提案以  
降、各関係部署と協議・検討を重ねてまいったところであ  
り、具体的な通勤手当の算定方法及び支給時期にかかる細  
部事項等につきまして、ご提案させていただきたいと考  
えておりますので、よろしくお願いいたします。

## 【提案資料の一部を裏面に掲載】

組： 教育委員会の説明では、講師の通勤手当は、原則、日割  
り計算となり、より実態に即したものになったという点で  
は評価できる。しかしながら、一律に日割り計算を適用す  
るのではなく、雇用期間に応じて、定期券の額と比較し安  
価な方を採用するというのは、事務作業が煩雑になり事務  
担当者の負担が増えることになる。これについて、教育委  
員会の見解を求める。

市： 通勤手当につきましては、本市の規程上、最も経済的な  
金額を支給するという原則があり、その規程に則った形で  
調整、整理をさせていただいたところでございます。なお、  
本市の規程に則っての整理ではありますが、権限移譲が行  
われる前に運用を行ってございました大阪府の通勤手当の  
制度をベースとして、準用させていただく形で、この間、  
人事室とも調整し、制度構築をさせていただいたところで  
ございますので何卒ご理解を賜りたいと考えております。

組： 通勤手当について、最も経済的な金額を支給するという  
教育委員会の考え方は、一定、理解できるが、学校現場で  
は、講師が絶えず入れ替わっている学校もあり、事務担当

者の負担が増えることについては看過できない。我々とし  
ては、学校現場を支えるための具体的な方策が必要である  
と考えるが、教育委員会の見解を求める。

市： ご指摘のとおり、制度改正により、支給漏れや支給ミス  
が生じることはあってはならないと考えております。教育  
委員会といたしましては、ただいまのご指摘を踏まえ、混  
乱やミスが発生しないよう、発令を行う教職員人事担当及  
び通勤手当を支給する学校経営管理センターとも連携し、  
課題を共通認識のうえ、簡易に計算ができる計算シートを  
作成して配付いたしますとともに、今年度中の措置とし  
て、教育委員会においてもダブルチェックを行うことと  
し、円滑な制度移行を図るとともに、正確な支給事務に努  
めてまいりたいと考えております。

組： 次に、先日の提案では、実施は8月下旬から行うとい  
うことであった。今から学校現場への制度周知となれば、既  
に夏季休業期間に入っており、周知期間も1ヶ月をきって  
いる。講師本人を含め、管理職や学校事務職員への周知が  
徹底できるのか疑問である。今後の具体的なスケジュール  
について、教育委員会の考え方を示してもらいたい。

市： 講師の通勤手当の支給要件の変更につきましては、本日  
以降、速やかに学校現場へ変更の事前通知を行い、その後、  
8月中旬には詳細な制度の周知を改めて行ってまいりたい  
と考えております。なお、学校現場への周知に当たりまし  
ては、通知文書の発出のみをもって終えるのではなく、事  
例集をBee ネットポータルに掲載するなど、丁寧な周知に  
努めてまいりたいと考えております。

組： 現在、学校現場では通勤手当の一斉見直し作業が進められているところであり、これに講師の通勤手当の算定事務が加わると、学校事務職員にとっては過度な負担を強いることになる。このことについて、教育委員会としては、どのように考えているのか。

市： 教育委員会といたしましても、少しでも学校事務職員の方々の負担軽減となるよう、現在、学校経営管理センターと連携し、教職員人事給与システムで対応が可能かどうか検討中でございます。まだ調整に時間がかかることから、先ほども申し上げましたように、計算シートを作成、配付し事務負担の軽減に努めてまいるとともに教育委員会によるダブルチェックを行うことで、算定誤りを防いでまいりたいと考えております。

組： ただいま、教育委員会からの提案内容について質したところであるが、我々としては、制度改正の内容が、きちんと周知徹底されることが重要である、と同時に、事務作業において、支給漏れや支給ミスがあってはならないと考える。これらのことから、なお残る課題については、引き続き、交渉・協議を行うべきと考えるがどうか。

市： 教育委員会といたしましても、7月2日のご提案の際にも申しあげましたとおり、学校現場を支えていただいている講師の確保は喫緊の課題であると認識しているところであり、今年度の深刻な講師不足の状況を解消するために、年度の途中であっても、早急に改善する必要があると考えているところがございます。なお、当然のことながら、給与・勤務労働条件にかかわる事項につきましては、交渉事項であり、残る課題につきましては、引き続き交渉・協議を行ってまいりたいと存じますので、大阪市教職員組合の皆様方には、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

組： 講師の人材確保については、給与面での処遇改善のみならず、長時間労働の是正や大阪市の教育施策など、幅広い観点から、処遇改善に努めることが重要であることを改めて申し述べておく。

また、権限移譲にかかる教職員の人事給与制度については、なお残る課題について、今後もしも引き続き、交渉・協議を行うこととし、本日の交渉は、一時中断する。

## 市教組は、今後も、学校園で働くすべての

## 教職員の勤務労働条件の改善をめざして

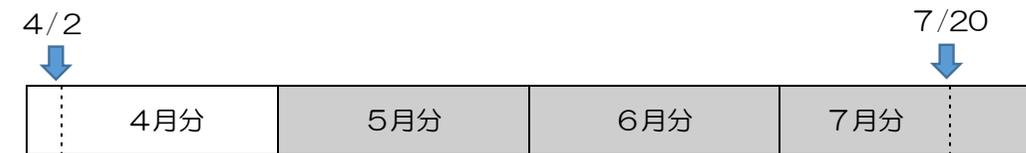
## 取り組みをすすめる。

### 臨時的任用職員（教育職）に係る通勤手当の支給について

#### 1 現状

月途中採用の場合、採用月については、1日在职要件を満たしていないため、不支給。離職月は月途中離職であっても、月末分まで支給。

（例）4月2日採用、7月20日離職



5月分～7月分のみが支給対象となり、3箇月定期券額が支給される。

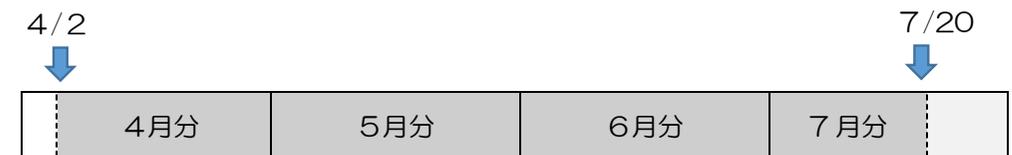
#### 2 改正後

月途中採用の場合であっても採用月の通勤手当を支給する。

月途中離職の場合は、当該日までの支給となる。

なお、月途中採用、月途中離職いずれの属する月についても、後述する例外ケースを除き、その月の現日数から勤務を要しない日（所定の勤務日でない日をいう。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算して支給する。

（例）4月2日採用、7月20日離職



4月分及び7月分については1箇月定期を日割り計算した額、5月分、6月分については1箇月定期券額を支給する。

#### 【日割り支給の例外】

発令期間のすべてを定期券額により支払った方が安価である場合

（例）4月10日採用、7月9日離職

⇒本来、日割り+1箇月+1箇月+日割りとして支給すべきところ3箇月定期券額を支給。